

株式移転に係る事後開示書類

(会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号
並びに会社法施行規則第210条に基づく開示事項)

2022年11月1日

株式会社テロロジーホールディングス
株式会社テロロジー

2022年11月 1 日

株式移転に係る事後開示書面

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
ヒューリック九段ビル4階
株式会社テリロジーホールディングス
代表取締役社長 阿部 昭彦

東京都千代田区九段北一丁目13番5号
ヒューリック九段ビル4階
株式会社テリロジー
代表取締役社長 阿部 昭彦

株式会社テリロジー（以下「テリロジー」といいます。）は、2022年6月23日開催の第33回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2022年11月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社テリロジーホールディングス（以下「テリロジーホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式移転が効力を生じた日

2022年11月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

テリロジーは、会社法第806条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2022年7月4日付で、テリロジーの株主に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所並びに買

取口座を電子公告の方法により公告いたしました。また、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。

また、会社法第808条第3項の規定により、2022年6月23日付で、テリロジーの新株予約権者に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所を通知いたしました。また、会社法第808条第1項の規定により新株予約権の買取請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数本株式移転によって、テリロジーホールディングスに移転したテリロジーの株式の数は、以下のとおりです。

普通株式 17,111,742 株

5. その他本株式移転に関する重要な事項

- (1) テリロジーホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転によりテリロジーホールディングスがテリロジーの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるテリロジーの株主に対し、その保有するテリロジーの普通株式1株につき、テリロジーホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。また、テリロジーホールディングスは、本株式移転に際して、基準時におけるテリロジーの新株予約権者に対し、その保有する以下の表の①から③までの第1欄に掲げるテリロジーの各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げるテリロジーホールディングスの各新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

	第1欄	第2欄
	名称	名称
①	株式会社テリロジー 第2回新株予約権	株式会社テリロジーホールディングス 第1回新株予約権
②	株式会社テリロジー 第3回新株予約権	株式会社テリロジーホールディングス 第2回新株予約権
③	株式会社テリロジー 第4回新株予約権	株式会社テリロジーホールディングス 第3回新株予約権

- (2) テリロジーの普通株式は、2022年10月28日をもって、株式会社東京証券取引

所スタンダード市場において上場廃止となり、テリロジーホールディングスの普通株式は、2022年11月1日をもって、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において新規上場いたしました。

(3) テリロジーホールディングスの資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 資本金の額 | 450,000,000円 |
| ② 資本準備金の額 | 1,275,000,000円 |
| ③ 利益準備金の額 | 0円 |

以上